補助金調書

補助金名	福岡文化連盟年間事業補助金				担当課 （連絡先）	経済観光文化局文化まつり振興部 文化振興課（TEL711-4665）
交　付　先	団体	福岡文化連盟			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	（公募の場合） 公募時期				
（公募の場合） 応募要件						
（非公募の場合） 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	53	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること 対象事業 ○ 機関誌「文化」および総合文芸誌「文芸福岡」の発行 ○ 福岡文化連盟祭り等の文化事業 ○ 上記に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する 理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はいまだ達成しておらず、今後とも継続した取り組みが必要。 ② 福岡文化連盟は様々な文化芸術分野を横断した、福岡市内でも最大の団体であり、福岡文化連盟が行う事業は、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。 ③ 今後も補助を行うことにより、分野を超えた文化事業が開催され、本市の文化芸術振興に効果が見込める。 ④ 同様の規模かつ同様事業を行っている他団体はないため、公平性は保たれている。 ⑤ 現時点では、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。 以上の理由により、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ① 印刷及び広報宣伝に係る経費 ② 会場設営に係る経費 ③ 事業運営に係る経費 算定方法 補助対象経費に5分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で決定し交				
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1 件	1 件	1 件
	750 千円	750 千円	750 千円	750 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	機関誌「文化」の発行、総合文芸誌「文芸福岡」発行、福岡文化連盟祭りの実施、天神文化塾の実施
補助金交付 による効果	福岡文化連盟は、福岡市及びその近郊における文化の育成を図ることを目的として、第一線で活躍する地域在住の芸術家が集まって昭和40年に設立された団体で、機関誌「文化」の発行や、福岡文化連盟祭りの開催などを通じて地域の文化振興に寄与している。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。